

平成 15 年 第 3 回

高森町議会 5 月臨時会会議録

平成 15 年 5 月 21 日 開会



高 森 町 議 会

5 月 2 1 日 (水)

平成15年第3回高森町議会臨時会（第1号）

平成15年5月21日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

3 番 山室 克尋君

4 番 山村 將護君

日程第2 会期の決定について

（1）会 期（1日間）

自 平成15年5月21日

至 平成15年5月21日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
5月21日（水）	本会議	

日程第3 同意第 3号 高森町助役の選任について

日程第4 同意第 4号 高森町収入役の選任について

日程第5 議題第25号 平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算について

日程第6 議題第26号 高森町課設置条例の全部を改正する条例について

日程第7 発議第 1号 高森町議会委員会条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番 宇 藤 敬 君

2 番 白 石 博 昭 君

3 番 山 室 克 尋 君

4 番 山 村 將 護 君

5 番 甲 斐 直 三 君

6 番 野 中 謙 三 君

7 番 本 田 生 一 君

8 番 甲 斐 廣 國 君

9 番 後 藤 和 昭 君

10 番 甲 斐 正 一 君

11 番 相 馬 俊 行 君

12 番 三 森 義 高 君

13 番 佐伯金也君

14 番 後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤本正一君		
教育長	佐藤昭也君	総務課長	岩下生人君
総務審議員 (兼草部出張所長)	佐伯秀和君	企画観光課長	村上源喜君
住民生活課長	後藤秀希君	保健福祉課長	岩下昭久君
税務課長	岩下光廣君	農林振興課長	廣木富八君
建設課長	渡辺哲郎君	水資源対策課長	芹口誓彰君
高森中央出張所長	桐原一紀君	野尻出張所長	長尾和博君
収入役室長	岩下健治君	教委事務局長心得	佐伯実範君
監査事務局長	阿南哲也君	農業委員会事務局長	村嶋兵志郎君
行政係長	甲斐敏文君	財政係長	河崎みゆき君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	色見隆夫君	議会事務局係長	佐藤幸一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日、第３回の臨時会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、公私ともに何かとご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがたくお礼を申し上げる次第でございます。

今臨時会におきましては、助役、収入役の人事案が２件、予算案が１件、各条例案が１件、合わせて５件のご審議をお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご同意、またご議決を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、お礼を兼ねましてごあいさついたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成１５年第３回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、３番 山室克尋君、４番 山村將護君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第２ 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日５月２１日の１日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日に決定をしました。

-----○-----

日程第3 同意第3号 高森町助役の選任について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 同意第3号、高森町助役の選任について議題とします。

該当者本人の退席を求めます。

[該当者退席]

○議長（相馬俊行君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第3号で提案いたしました高森町助役の選任につきまして、提案理由の説明をいたします。

本町助役は提案理由にも記載してありますけども、平成12年4月1日から空席になっております。今、合併問題、行財政改革と農林業、商工業、観光の振興などに取り組まなければならない課題が山積しております。

このような状態の下、公約で挙げました町振興のための3つの視点、8つの行動実現のためにも助役の設置をお願いするものでございます。

阿南哲也氏は、人格識見ともに優れ、また、役場職員として企画課長、保健福祉課長、監査委員事務局長などを歴任され、豊富な行政経験を身に付けられております。重要な課題が山積する今日の町政執行に当たり、阿南哲也氏は助役に適任であり、提案するものでございます。

どうか、慎重審議賜り、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中でございます。

ただいま、町長の方から提案理由のご説明がございましたけども、再度、詳しく伺いしたいと思います。

まず、空席になっておった助役、役場のポジションの中では重要なポストだと思います。その助役がここ数年は空席であった。その空席であった助役の席を今回設けるという経緯に至った理由を詳しく再度述べていただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今度、助役を置く提案につきましては、いろいろと問題点、また考えたところでございます。

まず、私が思いますに、私自身があまり行政の方に詳しくないということも第1

点でございますし、やはり私は政治屋でございますし、行政の方のお助けをいただきたいと、プロの方のお助けをいただきたいと、また、いろんな人件費等、いろいろでございますけども、やはり阿南氏も約5年ほど残任を残しておるところでございますし、経費の増加が若干はあるかと思われますけども、また、管理職を1人あげることにおいて、また雇用の面、いろんな新規採用等にも二、三幅ができてきて、また、その雇用の輪が広がっていくのじゃなかろうかなと、また、そのことにおいて、新陳代謝もできることから、職場の適正な人事配置にもつながっていくものと考えております。

どうかよろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） はい、ありがとうございます。

職員の中から上の方に上げていくという形では、非常に喜ばしいことかなと思っております。併せて、職員の方が上の方に上がっていくということになると当然、欠員を生じることになりますので、やはり将来的にはその雇用の面を考えてまでの選任かなというふうに感じ取った次第でございますけども、そういった職員の雇用関係は、話が選任とはいたしますけども、本年度、あるいは来年度に向けての雇用の職員採用あたりのお考えがあれば、そこまでお話をしていただければと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今はまったくそういうことは考えておりませんけども、これは皆様方と十分ご相談を申し上げながら、財政面を考えながら皆様方にご相談申し上げ、実行してまいりたいと、そのように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中ですけども、さらに、最後の質問になりますけども、助役を選任するということで、今までの総務課長は大変ご苦勞があったかと思えます。いわゆる町長は政治家でございますし、執行部の最高責任者としての総務課長という職務、その板挟みで総務課長は大変ご苦勞なされているかと思えます。その苦勞を、重圧、苦勞を緩やかにするといいますか、そういった意味では助役の選任とは非常にありがたいことかと思えますけども、再度、最後に確認としてお伺いしたいのが、今後、助役の選任を求めて、どういう執行部体制、そして政治的な手腕を発揮されていこうとされるのか、その辺のあたりまでお伺いしたいと思いま

す。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まずは、助役を置くということにおきまして、私自身が対外的な交渉事に専任できますということでございますし、私は対外的なことに飛び回りたいと、ひとつ自主財源確保等につきましても、私自身が親方自ら飛び回るべきじゃないかなと、そのようにも思っております。

また、助役を置かしまして、総務課長さん、今まで大変なご苦労があったかと思えますけども、いろんな人事面、行政面、財政面ですね、何もかもが総務課長さんの肩にのし掛かっていたような気がいたしますし、そういうことを重圧を和らぐためと、また、助役を置くことにおいて、総務課長さん、また、いろんなその各課のトップの方々にも責任をいくらか軽減できるんじゃないかなと、そのようなご相談に乗れる助役さんづくりだと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑はありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、12番 三森でございます。

町長提案の助役の選任ということで提案されました。私は、2点ほど質問いたしたいと思います。と申しますのは、まずもって今日の臨時会招集の件ということでお尋ねをいたしたいわけでございますが、私も昨日、町長の方から夕方、携帯の方に電話をいただきまして、助役選任をしたいということで、大変結構なことですと申し上げたところですが、要するに、何が言いたいかと申しますと、19日に受付されて、20日に郵送という形になっております。私、助役選任の通知すら見ていない状況の中で、町長の方から依頼があったというようなことでございまして、何でこのような形で急きょ、臨時会という形をしなければならない理由があったのか、選挙が終わりまして、相当経っておりますし、議会においても、ちゃんとした形で人事も終わっております。そういう中で、今まで長引いた中で、このように1日の暇もなく、ぼんとされるということについて、大変議会としても、私等の意見としては、憤りを感じておると言いたい。

それは、なぜかと申しますと、もしも、昨日から何かいろいろあって、遠方に出掛けておった場合はどうなるのか。そこらあたりまで考えた招集があったのか、これは、事務局、あるいは議長にも引っかかってくるわけでございますけれども、そこらあたりは、冒頭でございますので、助役選任、収入役選任、3号、4号についても同等でございますけれども、そこらあたりはきちとした形で日にちを1日、

2日置くなりして、ちゃんとした形で提案をしていただきたいということを第1点に申し上げたいと思います。

それから、助役さん、阿南哲也さん、監査事務局長で、監査室でございますけれども、まず、退職の件、これがどうなっておるのか、これについても、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、2点目でございますが、まず、町長において、町長におかれましては、抱負の中で、町単独でいきたいということで、合併については考えておらない旨のあいさつをされております。合併をしない単独でいくというお気持ちが今なおあるのならば、助役を選任するだけの余力があるのか、今後、それだけの余力があるのか、これを1点、お聞きしたい。

議員も削減をしなければならない。単独でいく場合ですよ。職員も数を減らさなければならない。給料も少しカットしていかなければならないというような状況の中で、助役を置くということになってきますと、これは町民に対して、私ども議会としても簡単に申し訳ができないような状況になってきはせんだろうかという懸念が1つあります。その点、町長に今なお単独でいくという強い姿勢があるのかないのか、そこらあたりをお尋ねいたしたいと思います。

よろしくお願いいたします。2点ですね。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、第1点につきまして、早急に臨時会をどうして急いで開いたかということかと思えますけれども、急いだというのは、理由としては、まず、職員の異動できますなら、6月1日付けくらいで行いたいと、まだ、6月議会が終わっていませんで、議会にいろいろ今、骨格予算でございますから、新しいリーダーシップ、各課長さんのリーダーシップのもとに新しい予算を肉付けをしたらいかがなものかなと、前年度された課長さん、前課長さんではこれは前の人が組みなったけん、そのまましよりますと、それぐらいでは困ると、だから、新しい課長さんのもとにそういう予算等は組んでいただきたいなと、そのようなことも考えたのが本心のところでございます。

それから、退職日の日付でございますけれども、今、各議員の先生方の同意が得られれば、6月1日付けで行いたいと、今はまだ退職日は、今、退職願を預かっております。そのようなところでございます。

それから、合併の問題に関しましては、単独と、私は遮二無二単独、単独って、遮二無二、新聞屋さんがそこにおられますが、私が言うて回っておるのではなく

て、避けては通れませんか、ただ、昭和の合併の４５、６年前のことに関しまして、その結果がこのような結果になりましたから、高森町は下の３村とは少し感覚といたしますか、土地の地形からいろんな事情が変わっておりますから、もう少し中山間地といたしますか、上の草部、野尻辺りのことをもう少しいろんな考え方、新しい草部地域は２０年後はこうなりますよとか、そのようなことを新しいビジョンを考えてからでもよく皆さん方とご相談申し上げて、計画なされてからでも合併は遅きにあらざと、そのようなことで、もう少し合併は時間がかかるかと、そのようなことでございます。決して、今から堂々と単独、単独と、そのようなことを言っているわけではなく、ただ特殊な地域ということ、特殊と申しますと、語弊がございますけども、草部、野尻地区、この外輪の地区でございます。この辺に渡っては広うございますから、そのあたりを十分考え、計画してからでも合併はいいんじゃないかなと、そのようなことでございます。

以上です。

○議長（相馬俊行君） １２番 三森義高君。

○１２番（三森義高君） 臨時会招集の件ですが、要するに、仕事を早く異動してやっていきたいと、その気持ちはわかりますよ。しかしながら、それは行き詰まればこんなに決めて、明日臨時会開きますよというようなことになるのは、当然わかっておることですね。ならば、なぜ、早くから取り組みがなされなかったのか、それが言いたかったわけです。取り組まれておったとは思いますが、あえてこういう形をとられたのか、中身についてはわかりません。そこらあたりは、先ほども申したように、１日、２日、ゆとりを持った提案をし、議員の皆さん方に真摯と検討をいただいて、そして、議論の中で生まれる人事というもの、がすばらしいものになると私は思うからこそ言ったわけでございます。

また、職員退職の件、預かるということでございます。そういう中途半端では私はいり務まらないのではないかと。ちゃんと辞めるなら辞めると、はっきり受領して、そして議会の同意を得るという位置づけのもとで出ていただきたい。このぐらいいのはまりがないと、とても任に務まらないのではないかと、やっぱり二兎追うものは一兎も得ずという諺もございますので、その点はとくをお願いをいたしたいと思いますが、各議員さん、どのようなお気持ちかわかりませんが、そこら辺はとくをお願いしたいと思っています。

それから、合併の件、今、町長が言われました合併はせんのではないと、しかし、１７年度という年度が決まっております。そのような位置づけの中で、町長が

今後やっていかれるという、あくまでも17年度合併間に合うつもりなのか、いや、17年度まではあくまでも単独ですよという位置づけなのか、そこらあたりを今一度はっきりとお聞かせ願いたいと思います。

なぜならば、住民発議も出てきたというような形で新聞等々にも出ておりますし、その点も含めまして、お願いいたしたいと思います。どうぞ。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、合併等につきましては、今の私の考え方と申しますならば、平成17年度の今度のやつには間に合わないといえますか、ちょっと不可能に近いんじゃないかなと、そのように思っております。

この前から町村長会議がございまして、いろいろと各諸先輩方のご意見等も拝聴いたしました。また、県庁の振興局の局長さんからもいろいろとお話を聞きましたけれども、やはりまだ私自身がよく納得しておりませんし、今回の平成17年の3月31日には間に合わない、そのように思っております。

また、住民発議は、今、元議員さんの方からなされて許可を出しておりますけれども、今、50分の1ですかね、その署名に当たられているのではなからうかなと思っております。

私自身は、今回の平成17年には間に合わない、そのように考えております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 先ほども申しましたように、あくまでも単独でいくということであるならば、今まで助役がいなかったというようなことでございます。そのような中で、あえてまたそういう歳出面に、財政的に負担のかかる人材を置く必要があるのか、そこらあたりも引っかかってくるわけですね。本当に単独でいくなれば、まず、財政的にどうなのか、今後、事業を進める上において、そこらあたりの位置づけをちゃんと考えていかれないと、ただ、目先だけの私の政治的な部分のお手伝いという意味の助役さんでは非常に助役さんになれる方に大変失礼ではなからうかという気がするわけでございますが、町長さんにおかれましては、そこらあたりの位置づけですね、大変、私が言いよりますけれども、これは町民の声ですよ。合併ができないということであるならば、よっぽど今からは経費削減というものを位置づけせんと、ない金をどう使っていくかということに徹していかんと、これから先の事業はやっていけんぞというのが、町民の声です。私はそれを今代弁しよるわけですね。そこらあたりをちゃんとした形で、町長もお考えいただいて、本当の取り組む姿勢というものを出示していただかないと、助役選任というのも非常

に町民に対して説明のできる言葉をいただくと、私達も非常に苦しい部分がございますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、申しましたように、そのところを本当の合併、本当の合併、そういうことをするといいますか、合併、そのようなお話をする、そういう専属をおかんことには、何もかも親方、町長さんがするというでも、ちょっと大変なことでもございますし、私自身がそういう対外的なことやら、また、自主財源確保といいますか、いろんな補助金制度とか、そのようなことをお願いをして、対外的に回るため、外回りと申しますか、そういうふうなことをするためには、やはり内部にそういう助役さんがおって、応援をして、本当の意味で、町に対してメリット・デメリットがあるものか、そのようなことに関しましても、助役さんのおっていただいた方が町民のためにもなるんじゃないかなと、中途半端なことではいけない。

ただ、今、金銭的なことも12番議員さんの方から言われますけれども、それは町の中の行政の方々、第4号議案も出ますけれども、方々を選任をお願いしたいと、そのようなことでございます。

早い話が、どうしても、助役さんはおっていただいて、その合併問題、そういう問題に関しましても、内部のことに関しまして、お力を貸していただきたいと、そのようなことで皆様をお願いをしているところでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 町長としては、非常に苦しい答弁のように聞こえます。今度、なられます助役さんがあくまでも合併は17年度にやった方がいいですよというような力添えがあれば、そちらの方に行かれるのかなというような気もしますし、町長がそれに納得をされるのかな、その心配もしますし、なかなか難しいところでございます。はっきりと町長が17年度に合併をやります、合併をやりませんとはっきり言っていただくと、こっちもはっきり結論が出しやすいんですが、なかなかそこらあたりが今度の新助役さんに託してあるような言い回しの言葉で、こっちも本当、苦慮しておるわけでございます。

以上、終わります。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 13番 佐伯でございます。

今まで、2人の議員さんから助役さんの必要性、また、今後の高森町の行く末についての不安なところというのを町長さんにご質問していただきました。私も冒頭、かなりな不満がございまして、私、この回、議会選出で監査委員になっておりますけれども、監査事務局というものは、そもそも任命権者は代表監査委員でございまして、通りから行きますと、代表監査委員、また監査委員に対して合議をしたのちに、この方を助役の方ということで進むべきことが当然であったと思います。町長の方からは、昨日、また今朝という形で、その点についてのご報告なり、また、ご説明をいただいたわけでございます。

私も昨日から例月監査を始めておりまして、阿南局長さんの力、今まで役場の職員としてずっと見てきましたから、十分知っておったわけですが、また、監査事務局の事務局長としての力も昨日初めて会いましたから、何となくはわかってきていたわけですが、すぐに今回、助役の方ということで、非常に私は不安がございします。

しかしながら、今、町長が話されるように、町長、もう少し鎖を緩めて、外部的にどんどん活動させる、そして、今までの財源に固持せず、新たな財源を確保するために動きたいという希望があるのであるならば、やっぱりお留守役の助役というものは必要になってくるとは思います。

その中で、やはり他の議員さんも言われるように、やっぱり財政的な問題もあると、確かに出てくると思います。助役さんを1人置けば、やはり1,000万円からのお金が出ていきますから、その財源をどうするかと、それも併せて、今後、町長が財源確保に併走されていく心意気があるかどうか。

それと、合併問題についてもしかりでございますが、私も合併検討委員会を前期でしておりました関係で、非常に合併というものは、高森町だけがその気になっても相手がいないことには合併はできないというのが現状でございますので、なかなかジレンマに陥るというのが現状でございます。ですから、思うようには進まないような気もいたします。ですから、そのあたりで町長が何回もこれ、前の2人の方の質問と重複いたしますけれども、今後、財政的にどんどんいろんな形で県、国辺りに対して駆け回っていく熱意というものがどの程度のものか、今後の財政面についての不安を町民に対して払拭する方策として、どのような活動をしようと思うのか、そのあたりを町長にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、私自身の対外的なことに自主財源確保と申しますか、そ

の意気込みではなかろうかとお聞きいたしましたけども、やはり町長室に座っておっても、何一つ相手からどうぞこれはこういうことがございますよとか、そのようなことは決してあるわけではございませんし、また、職員の方々にいろんなデータはもちろんございますけども、そのデータをもとにただどういうシステム、どういう補助、どういう対策ができますかと、それだけではやはり本当の意味での仕事はできていかないのではなかろうかなと、そのためには、やっぱり町長自ら親方さん自ら飛び回るべきではなかろうかなと、そのように思っております。

やはり、その、逆に申しますならば、自主財源確保のために町長はおるもんだというような意気込みでおってもいいんじゃないかなという意気込みで私自身は思っております。

もう1つは、今、監査委員のご相談のことかと思えますけども、監査委員室の局長さんですかね、そのことに関しましては、本当に私自身がそこは認識不足といいますか、勉強ができておりませんで、大変監査委員さん達にはお腹立ちをいただいたのではなかろうかなと、この場をお借りし、お断りを申し上げたいと思っております。

さっともう少し早く、私が勉強しておれば、代表監査委員さん、また議員から選ばれた13番議員さんに関しましても、早い機会にご相談申し上げるべきでなかったかなと思って、今、反省をいたしているところでございますので、どうぞお許しをいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） ありがとうございます。

今までの行政職としておられた在籍年数、そのあたりを見ましても、阿南哲也さんにおいては、申し分のないような人材ではあると思います。それぞれ今までいろんな課を歴任されておりますし、人柄的にも申し分はないと思っております。

しかしながら、やっぱり一番皆さんが気がかりなのは、年々地方交付税が減額されており、その中で、今まで2年間、約3年ですけれども、3年になりますが、助役がいなかった、そして、それでどうにかこうにか今までやってくることができたし、今から先もおそらくやっていけるんじゃないだろうかなという中での今回の助役の選任でございますから、今までの2期目以上の議員さん達については、今までどおりで十分じゃないかなと思われている方が大多数であると思います。

その中で、やはりあえてその中でも助役を選任をしたいということでもありますの

で、そうなれば、やっぱり今後の姿と申しますか、助役さんに対してどのようなことを望まれるのか、どうしていただきたいのか、そのあたり、それと、やっぱりもう一度、財政的に1,000万円からかかりますから、そのあたりの財源配分あたりをどうやっていこうと思われるのか、私も監査委員でございますから、今までの慣例的な補助金とか助成金、負担金については、もう少し厳しく見直し等をさせていただきたいという希望は持っておりますが、そのあたりについても、今後、今まで慣例的な予算配分について、どのような改革をしようという決意があらわれるのかということも再度、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 助役さんを置くことについて、ちょっと計算はしておりませんが、今、私が思いますには、今現在の給料でいただいております阿南さんに関しましては、助役さんになることにおいて、若干、少しはお金が今現在よりも少し上がるんじゃないかなと、そのように思います。実際の話、外から応援をしていただくのではなくて、職員の方々の行財政についてのプロの方にしていただくわけですから、1,000万円が1,000万円、そのまま上がるとは考えにくい、そしてまた、阿南さん自身があと5年ほど退職まであと5年ほどあるそうでございます。その面から関しますと、1,000万円が100万円か200万円ぐらいの増加ぐらいですむのではなかろうかなと、そのように思います。

また、私、阿南さんにどのような期待をするかと言われますけども、それは今申しましたように、そういう財政面、今までの総務課長さんに全体的な責任がいった分とか、精神的なご苦労が各課長さんにも多分にあったんじゃないかなと、そういう1つの各課長さん達が助役さん達にご相談がいろいろとそういう人間関係もご相談ができたり、いろんなものに少しでもお役に立てることと、今の阿南さんがこの30何年か務めなつた知恵を私が拝借したいと、そのようなことも思っております。

2人、課長さんをあげることに、また、今のところ、いっぱい上の方がつかえておりますものですから、風通しが少しは良くなるんじゃないかなと、そのようなことも考えたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） わかりました。

風通しとか何とかというのは、あまり使わないでいただきたいと思います。今までよっぽど風通しが悪かったのかということで、私達議会としても、反省をしなけ

ればならなくなってしまうから、今までも風通しは良かったわけでございますし、今までも町民の声は真摯に行政側、議会側も受け止めてきたつもりでございますから、その辺については、そういう言葉の使い方については、今後、気を付けていただきたいと思います。

それで、私も監査委員として、一言、最後に申し添えたいと思いますけれども、阿南哲也氏につきましては、人格についても十分でございますし、今までの経験等についても、私は期待するものが多うございます。今まで町長1人で1人2役、3役をされてきたわけでございますから、今までの前町長においては、そういうふうな負担が和らいで、町長が今後、外回りをどんどんできることに対しては、私は期待をするわけでございます。その女房役として、阿南哲也さんががんばっていくという心構えでありますならば、私としては、監査室の監査委員として、快く送り出してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） 8番 甲斐でございます。

私は、草部地区の議員といたしまして、阿南哲也氏の賛成意見を申し述べたいと思います。

3人の議員さんそれぞれご意見を出された矢先でございますけれども、阿南哲也氏は、人格識見、特に優れ、行政全般にわたるノウハウは言うに及ばないところでございます。まさに、新町長の女房役として最適任者ではないかというふうに思うところでございます。

財政事情、考えますと、助役を置くことに厳しい意見が今あったところでございますけれども、船出をしたばかりの新町長にとりまして、まさに片腕となり得る助役がいることこそ今後、行財政運営に大きなプラスになるんじゃないかというふうに思うところでございます。

阿蘇郡12カ町村見回してみますと、助役がいなかったというのは、高森町だけでございます。これは、やっぱりいろいろ不祥事の問題等がございまして、町長、思うところがありまして、助役を置かなかったこの2期間ですね、というふうに私は思うところでございます。

やっぱりこれからまだ町村合併も今から煮詰めなければならない。それから、財政事情も大変厳しくなるばかりの中で、やっぱり本当に片腕となってやれる人を助役に据えることこそ町民のために大きなプラスになっていくんじゃないかという、

目先の多少の金銭問題だけでなくして、大きく見開いていくなれば、大事なことじゃないかというふうに思うわけでございます。

どうぞ、各議員さん、賢明なご判断とご賛同をいただきますように、私からも切にお願いを申し上げ、推薦のあいさつに代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号、高森町助役の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

本人の入場を認め、ごあいさつをお願いします。

〔阿南哲也君入場〕

○助役（阿南哲也君） ただいま、ご同意いただきました阿南哲也でございます。

本臨時会におきまして、議員各位の格別なご高配によりまして、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。不憫ではございますが、誠心誠意、与えられた職務に努めてまいりたいと、このように考えております。加えて、浅学非才ではございますが、町長の補佐役として、微力を傾けてまいる決意でございますので、議員の皆様方の格別なご指導、ご鞭撻を心から賜りますよう、付してお願いをいたすものでございます。

簡単でございますけれども、助役就任に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

—————○—————

日程第4 同意第4号 高森町収入役の選任について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 同意第4号、高森町収入役の選任について議題とします。

該当者本人の退席を求めます。

[該当者退席]

○議長（相馬俊行君） 本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第4号、収入役の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、提案いたします芹口誓彰氏は、役場に34年間勤務、その間、財政係長、建設課長、農林振興課長、水資源対策課長等を歴任され、行政経験、見識とも大変優れております。厳しい財政状況の下、収納業務の責任者として芹口誓彰氏は、収入役として適任であり、ここに提案をするものでございます。

どうか、慎重審議賜り、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、12番 三森でございます。

私は、先ほど、助役の件で3号、4号については同等の意見を出したつもりでございます。

収入役につきましては、以前、収入役選任の中で、いろいろと混乱をした時期もございました。その当時のいろいろな諸問題等についても、片づいておらないような状況下の中での収入役選任ということでございます。いかに収入役ということについて、責任がどれだけついていくのか、そこらあたりをしかと町長の方からお聞かせ願いたいと思います。

何はともあれ、高森町の収入役室におけるいろいろな不祥事というものについては、これは高森町を問わず、町外にも波及した大変な不祥事であったわけでございます。そのような中での収入役選任ということでございますので、その点の心構えを町長にまず、お聞かせ願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今まで収入役さん不在ということでございましたし、大変、会計収入役室長にいたしましても、職務代理者ということで大変ご苦勞をかけてきたところでございます。本当にもっと早い機会に収入役さん等につきましては、選任していただかなければならなかったと思いますけども、前町長が次の新しい新町長のもとにということで、今回に至ったところでございます。

今回、いろいろと収入役室と申しますけども、全体的な不祥事がございました

し、また、今回は高森町におきましても、指定金融機関、いろいろと導入してまいりましたし、今現在、財政会計におきましても、私自身は他町村に負けない素晴らしい収入役室ではなかろうかなと、そのように考えております。

もちろん、今回、ご同意いただければなります芹口さんにいたしましても、そのようなことは十分認識され、町の金庫番として、本当の意味での専門的なことにもかなり精通されておるように見受けましますものですから、選任のご同意をお願いをしたところでございます。

どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、ありがとうございます。

収入役においては、これはもう大変重大な、要するに高森町の財政54億、何もかも含めますと、相当の数字を抱えておる収入役室でございます。その点を考えますと、今までいなかったのが不思議なくらいという気がするわけでございます。その点については、今後、いろいろな不祥事についても、襟を正し、今後の収入役室の長としての域を高めていただいて、すばらしい収入役室にやっていただきたいと、かように思います。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑はございませんか。14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） ちょっとお尋ねしますが、収入役には保証人は付いていますか。だいたい、この度じゃないですよ。全部の今までの収入役について、お尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 職員は、身元保証を今やっておりますけど、収入役さんで特に保証人をとっとけというとはなかったというふうに記憶しております。

○議長（相馬俊行君） 14番 後藤英範君。

○14番（後藤英範君） 全部、今までとっていないということですね。

○議長（相馬俊行君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。5番 甲斐直三君。

○5番（甲斐直三君） 5番 甲斐直三でございます。

ただいま提案されました芹口氏の就任の件につきまして、賛成ということで申し上げます。

芹口氏は、役場生活もただいま町長から言われましたように、34年間のベテラ

ン行政マンでございます。本町行政発展のためにご尽力され、この間、各管理職も歴任され、その行政手腕は高く評価されるところでございます。また、人格識見ともに優れ、高森町の金庫番として最適任者であり、ご提案に賛意を表したいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで討論を終わります。

これから、同意第４号について採決をいたします。

お諮りします。

本件について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、同意第４号、高森町収入役の選任については、原案のとおり同意することに決定をしました。

本人の入場を認め、ごあいさつをお願いします。

〔芹口誓彰君入場〕

○収入役（芹口誓彰君） 今回、町長のご推薦をいただきまして、また、議会議員皆様方のご同意をいただきまして、収入役にご選任をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、その職責の重大さをひしひしと感じているところでございます。

これから、町長の補佐役として、また、出納業務の責任者として町政発展のために一生懸命努力してまいりたいというふうに感じておりますので、議員皆さん方のなお一層のご協力、ご援助、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代えさせていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

—————○—————

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

しばらく休憩したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。１１時から再開します。

—————○—————

休憩 午前１０時５０分

再開 午前１１時００分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第５ 議案第２５号 平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第５ 議案第２５号、平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 岩下光廣君。

○税務課長（岩下光廣君） おはようございます。

それでは、議案第２５号で提案しました平成１５年度高森町老人保健特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１，１７１万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億５，２８１万円とするものです。

補正の内容としましては、平成１４年度の医療費の確定に伴い、１４年度の歳入の過不足金として社保支払基金交付金の過年度清算金１，０３９万５，０００円、国庫支出金の過年度清算金１３１万５，０００円を増額いたしました。

また、歳出としましては、社保支払基金への審査支払手数料の償還金２７万１，０００円、県支出金返還金１９７万６，０００円を計上するとともに、前年度繰上充用金を８０９万８，０００円計上いたしました。

慎重のご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２５号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号、平成15年度高森町老人保健特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第26号 高森町課設置条例の全部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第6 議案第26号、高森町課設置条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第26号、高森町課設置条例の全部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

町財政の見直し、商工観光の推進を図るために、現在の企画観光課を企画財政課と商工観光課に改めるものであります。

また、全文の各号に付随した名称はあいうえおとあるものをいろはに改めるために全部改正いたしました。

特に、今回の改正は、町財政の確保並びに各種団体等の補助金の徹底した見直し、また改善、商工観光の推進を図るものでもあります。

よって、現在の企画観光課にあります地籍調査は総務課に、また、総務課にあります財政係は企画財政課にそれぞれ変更するものであります。

どうか、慎重審議を賜り、決定いただきますようよろしくお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） はい、課の設置条例の件ですが、12番 三森です。

商工観光課についてお尋ねするわけでございますが、以前、商工観光課ということで課が確かにあったような気はします。それを企画観光課という立ち上げをなされ、今の町長、総務委員長の時ではなかったろうかと思えます。副委員長の時かな。たぶんそういう時期だったろうかと思いますが、その時の商工観光課をまた元の位置に戻すというようなこと、この理由について述べていただきたい。

それから、企画財政、これについても同等でございますし、企画課に行っておった財政も、財政握って企画ができないだろうというようなことで、当時、企画から財政は外した方がいいということで、総務課の方に持っていったという経緯があるわけでございます。そこらあたりのお考えを十二分に納得のできるような形でやって

いただきたい。あまり課をひねくりますと、なかなか住民に対してもわかりづらいし、私達も顔を覚えるのにも大変苦勞もいたしますし、その点、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 前にも商工観光課と、確か8年ぐらい前にあったのではなからうかなという記憶がございますけども、今回、商工観光課とまた戻したようにしたように思われる可能性が十分ございますけども、やはり市街地中心の活性化対策に長年いろいろとご意見等、また提言もされております。いよいよ提言された分に關しまして、その実施の段階に来ていることや、商工業の政策ですね、見えるところで皆様方に示していかなくはいけないことではなからうかなと思っております。特に、商店街の弱体は地域住民の生活基盤など、商業機能をはじめ、伝統文化の継続や防災、防犯等のコミュニティ機能を低下させることが、足せているなど地域社会に重要な影響を与えているのも現在の商店街ではなからうかなと思っております。やはり商店街の活性化は単なる地域商業の問題としてではなく、広く地域全体の活性化の問題でありますし、また、まちづくりなどの問題としても、極めて重要なポイントを占めているのではなからうかなと思っております。そのあたりをよく認識いたしまして、行政による積極的な取り組みが必要であると考えているところでございます。また、そのことにおきましても、そのことにおいて、観光振興も一緒に積極的に進めていこうと、そのように考えて、また戻ったようなといいますか、新しくそういう課を設置したということでございます。

また、企画財政課でございますけども、やはり、今は何と言っても、わざわざ財政はとても重要なポイント、本当の意味で財政をよく理解をし、また財政が少しでも裕福になるようなつくる、その専門の課があってもいいんじゃないかと思っておりますし、企画の方もあらゆる事業をしていく上に、計画だけをして、お金がないのをどんなに企画してもあまり意味がないようにも思われますし、やはり企画をすると、お金も財政面も考え企画もする、それに見合った仕事、そのようなことの方がうまくいくと思っております。やはりあらゆる事業の見直しや各種団体に出しております補助金見直し、さらには、物件などの増大などの減少なども入っております。やはり入りを量りて出づを制すると、早い話がそういうことを基本理念にしたこの課につくりたいと、そのようなことで計画をいたしました。

やはり町財政の運営を図っていくことと、財政施策、事業の体系等にとらえた町の起業を立案する、起業企画係と連帯により時代のニーズにあった効率的な効果的

な、また行政のシステム化を図っていくことを目的としたこととさせていただきます。

やはり、計画としていく上で、財政も当然、一緒の方が今回は今は大事な時ではなかろうかなと思い、計画をいたしたところでございます。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 財政を知って企画をやるというような位置づけのもとで元に戻したような、元に戻したと言いますと大変失礼でございますけれども、企画財政課という形をつくったということでございます。

あくまでもこれにつきましては、町長が変われば、町長の手腕の中で1つのプロジェクトを組んで、新たな気持ちでやられるという意気込みは感じておるところでございますけれども、ただ単なる課を変えるだけではなく、その中身について、充実した体制をつくるというのが前提ではなかろうかと思えます。ただ単なる課をいじめるだけでは本当の見直しになるとは到底考えられません。そこらあたりをじっくりと検討されてやっておられると思えますけれども、今後、4年間において、どのような形で処理されていくのか、各々の課が1つ増えることによって、先ほどから何度も申しますけれども、財政的にいろいろと負担が強いられてまいります。そこらあたりが本当に課を増やす方がいいのか悪いのか、そこまで今後は議論していかなければならない部分が相当出てくる可能性があります。だからこそあえてこのような質問をしているわけでございますので、その点を含めまして、今一度、町長の意気込みをお願いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 企画財政課と思いましたが、やはりいかに財政が基本であるかと、今、私が今回申してきましたように、民間手法を取り入れた考え方ということでございますから、やはり民間は営利を目的といたしますし、また、今、行政の方に営利を目的という言葉は悪うございますけれども、いかにそのような仕事が行っていくか、また、財政をもって本当の財政はどういうものかというのを役場の中に置くべきじゃなかろうかなと、使う使わないじゃなくて、どのようなものを財政といいますのか、それとまた、各種団体に出ております補助金に関しましても、効果の上がない補助金に関しましても、徹底した見直しをしていただく。そして、どうしても補助金等が必要であるものに関しては、堂々とっと大きく助成をしたらどうかと、また、それをするためには、財政課と、今、この時代でございますから、財政課は絶対必要だと、そのように思って、この企画をいたしたところでございますし、商工観光と申しまして、元ありましたけれども、今までは商工が

なくなっていましたし、今は商店街の活性化、活性化と申しますけども、なかなかここ５年、１０年経っても何ら一向に変化がないのも現実でございます。そういう意味では、やはり商工観光と名を打って、商店街の方々の活性化に役立ち、そこで相談しながらまた商工会の方とも密な連絡をとりながら、やっていきたいと、そのようなことで、商工観光ということになりましたし、また、今、１２番議員さんからおっしゃられましたように、内容につきましても、各課のリーダーの方々、また、職員の方々と密な連絡をとりたいと思っておりますし、私も今、各職員の方々、毎日、１０分なり１５分なり面談と、そのような大したものではございませんけども、一人一人職員の方に会って、手づくりの活性化とはどういうものだと、それを一生懸命、皆様方にアンケートまではいかないにしても、アドバイスを受けていると、逆に私が職員の方々からアドバイスを受けているところでございます。本当の町は、地元で考え、地元の考えでなければ、なかなか東京の方が来て、町の活性化と、それは素晴らしい計画はなされておりますけども、私が見る限りでは絵に描いた餅のように見受けるところも大半でございますし、それをまた実行していくためには、財政が全然計算なされておりませんし、いろいろとその辺の問題があるかと思えます。私は、職員の方々の一番優秀な方が大変役場にはおられますものから、皆様方のお知恵を拝借し、それをもとにして、本当の手づくりの活性化にして、どうしても足らない分はそういうコンサルタント、少し背中から押していただければ、十分町の中で皆様方と一緒に活性化に役立てるんじゃないかなろうかと、そのためにも今回は商工観光をつけたと、そのように思っておりますし、また、観光面につきましても、ただいま、前町長からもいろいろとそういう湧水館につきまして、道路等も整備がなされております。そういうことに関しましても、やはり、一生懸命努力しながら、観光面に関しましても、湧水館トンネル、また千本桜、休暇村等、一生懸命ラクダ山、仏舍利塔でございますから、そのような計画をもとにやっていきたいと、そういう意味でも観光課と、ここで専門的な課をつくったがいいんじゃないかならうかなと思ひ、課設置というふうになったわけでございますから、今から、皆さんと一緒にまたお知恵を借りながら、また、行政の方と一緒に精いっぱいやろうと思っておりますから、どうか、ひとつご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑はありませんか。１３番 佐伯金也君。

○１３番（佐伯金也君） １３番 佐伯でございます。

課設置条例の新旧対照表を見まして、それぞれの課の事務等について見させてい

ただいております。今、町長が言われますとおり、財政については、非常に今から先、厳しい状況がまいると思いますから、できれば、財政だけは外してという気持ちもあります。

今回の企画財政ということでございますので、企画の方でいろんな計画を立てられて、財政も一緒にそれを付け加えられると思うんですけども、やはり企画財政がまた一人走りをしないように、そこあたりは十分気を付けていただきたいと思います。

それと、商工観光課の振興と、商工観光課の設置についても、やはり以前あったわけでございますし、その際に、企画観光課にした際に、企画観光になった理由は何かということもありましたので、その時の状況等も現町長は十分ご存じだと思います。

ですから、その時の課題、懸案等についても十分反省を踏まえて、今後、こういうふうな課を設置されるのであるならば、失敗のないような形で運用をしていただきたいと思います。

それと、住民生活課の中で、地域改善対策に関する事項が、今回はなくなっておりまして、人権啓発推進に関する事項だけが残っております。同和対策に関する事項も人権啓発推進に関する事項だとは思いますが、同和対策に関する事項となりますと、人権啓発から地域改善、様々な事業等も入ってくるわけでございますが、そのあたりのとらえ方、これ、人権啓発推進に関する事項の中にどの程度の仕事と申しますか、責任が伴ってくるものなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 今のご質問の件でございますけれども、一応ご存じのとおり、地域改善対策につきましては、昨年に一応法律が失効したということで、大まかには条例の中では人権という言葉で入れておりますけれども、ご承知のとおり、これにつきましては、今度、高森町の組織規則というのがございます。規則をつくっております。その中に当然、同和教育関係の問題、その諸々につきましては、地域改善の今度は規則の中で地域改善につきましては、対策事業施設の維持管理に関することというような文面で挿入するというので、大枠の条例の中で言っておりませんけれども、あとは規則の中で細分化を、仕事面は入れておるということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 地域改善対策事業については、終了した形になっておりますが、ただ、生活環境改善とか、いろんな事業に関して、今から先も協議をする機会がいろんな団体等出てくると思います。その際において、ちゃんと窓口がはっきりとわかっていないと、やはりこの取り扱いについても、混雑をしてくるのではないかなというふうに考えております。

現在、高森町には、2つの支部がございますし、その方達についても、今、いろいろと事業の展開、いろんな啓発活動もされております。そういうわけで、人権啓発推進に関する事項ということだけで片づけていいものかという疑問もございますので、その点については、そのような心配じゃないんですけれども、取り扱いについて、窓口がはっきり見えない点については、どのような支部に対してご説明をされるつもりかということも併せてお聞きしたいと思いますが。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ちなみに、一応、規則の中で申し上げますと、住民生活課の中には、今現在あります戸籍住民係、それから同和対策係、それから国民年金係というのは、今後まだこのまま存続していくということになります。その中で、仕事につきましては、係がそうして残っておりますので、その中で事務の方には窓口の対応はできていくというふうにご理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 今まで同和対策については、ちゃんと係がありましたから、それが残っていくということであれば、その方を窓口にしていろいろな関係諸事業については進行していくことが可能であると思います。これを新旧対照表を見ますと、人権啓発推進に関する事項ということだけで簡単に書いてございますから、外面的に見まして、支部の方からその辺について、窓口がどうなるのかという心配事というのが上がってくる可能性もございますから、その点についての説明については、十分今後、支部等に対しても説明をしていただきたいと、そのように考えております。

それと、併せて町長にお伺いいたしますけれども、3月の定例議会では、暫定的に骨格予算を組んで、それを承認をいたしております。継続事業、それに補助事業対象ということで、それについては、今まで3月の議会等についても、承認をされて、現在、事業等については進捗、進行中であると思いますが、また、今後、こういうふうにして、新たな課設置条例の全部についての改正をされるということにな

ってきますと、以前から話がありました庁内の人事異動等についても、影響が出てくると思います。

6月には定例議会が開かれるわけですが、これだけ経済が冷え込んでいる中で、やはり骨格予算だけでなくして、事業予算を正式に組むということになれば、早期の事業予算の承認と申しますか、提案承認が必要になってくると思いますが、まず、人事をして、その後にまた積み上げて、そして、それを議案として提案してやるということになると、今から先のタイムスケジュール的には、1カ月以上はかかるんだろうし、今までの当初予算を作成するに当たっても、今までは12月までに各課がある程度の骨格予算を組んで、それを1月にヒヤリングをして、査定をして、そして2月にどうのこうのという話が町長査定があつてというふうな形で、最低でも2カ月から3カ月の時間を要していたわけですが、今回、このような体制をすることによって、6月の定例議会等に提案する場合に、提案者があくまでも自分で今度の15年度の予算を組んで報告をするということになりますと、6月ではちょっと間に合わないような気がいたしますが、そのあたりについては、町長、いかがお考えでございましょう。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 骨格予算で組んである事業等の予算につきましては、今急いで積み上げ等も急いでやるように、こういう時ですからこそ早急に実行してまいりたいと思っております。ただ、私が6月の新しい各課のリーダーの方と申しますか、課長さんに予算を組んでほしいと申しましたのは、当然ピシャツとした引き継ぎはあるわけでございますけれども、やはり新しい人が組んだ方が事業をした上にはいいんではなかろうかなと思ったところでございますし、この6月議会には急いで、その予算執行といいますか、それは早く行いたいと、上がってくれば、積み上げ等が終われば、早くしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

課設置条例ということで、今、数えてみますと、管理職、課長級以上が補佐除いて約15名程度になるかと思えます。これは参考までの意見ですが、財政面でラスパイレス指数が上がるのか、下がるのか、その辺を参考意見としてお聞きしたいのが1点。

第2点目といたしまして、先ほど町長の方が補助金の見直し、助成金の見直しを大幅にやっていくというふうにご説明ございましたけども、その目標額設定あたり

がある程度ございますならば、その辺も予算と比較したいと思いますので、第2点としてお聞きしたいと思います。

第3点といたしまして、本年度は総合計画をつくる大事な年になりますので、その総合計画をつくるに当たってのどういった方法でつくっていきたい。住民参加型を呼び掛ける形での総合計画、私は1期目からそればかり望んでおりましたので、その点に関しまして、どういった形で進めて行かれる予定があるのか、以上、3点をお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、補助金の見直しということでございますけども、金額的にはまだ把握しておりませんし、効果が上がっていないものに関しましては、カットしたいと、重点的な補助金をやった方が効果が上がるんじゃないかなろうかなと、そういう意味での補助金のただカットを目的としているわけではございませんし、効果の上がっていない、昔から何十年も経って補助金 coming 来ているから、仕方がないから何か使おうじゃないかぐらいのそういう補助金がある可能性もあるわけでございますから、なかなか補助金をカットというのは、勇気がいるんじゃないかなろうかなと思っております。それを今、職員の方々にやっていただこうということになっておりますし、金額的には、どれぐらい、あるいは、まだ調べておりません。

また、活性化でございます。今、地元の方の住民参加型の活性化でございますけども、今、私がさっき申しましたように、住民の方々のお知恵、または行政の方々のお知恵を借りながらということでございますから、今、そういう面に関しまして、今の現状、今からどうしたいかと、本当に単純な問題を皆様方にお考えを聞いているところでございます。なかなかいざ単純ではございますが、いざ書けというと、なかなかこれも難しゅうございます。だから、今、それを職員の方々にお願いをして、そういうお知恵をお借りしているということでございますから、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） まず、ラスパイレス指数については、管理職が1名できたということで、その影響は出てこないというふうに思っております。また、ご存じのとおり、本町におきましては、2年前、管理職手当につきましても、7%、そういう時期であるということで6%も下げておるということで、何ら直接あまり影響が出るようなことではなかろうかというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（相馬俊行君） 6 番 野中謙三君。

○6 番（野中謙三君） 6 番 野中です。

いわゆる一番大事なのは、行政の効率化、効率化というと、言葉で効率化というと難しゅうございますけども、単純に言えば、無駄を省くことですね。無駄を省くこと、ですから、これはもう変なお願いですけども、今後、各課において、予算書に反映されると思いますけども、前年度と予算と比較して、無駄の省いた点が予算書に現れるような形で出していただければ幸いです。無駄を省くというのは、どこに無駄があるか、これが僕は本当は行政の中で一番難しい点だろうと思いますので、その点を十分な協議をされた上で、予算書を楽しみにしたいと思っています。

以上です。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑ありませんか。12 番 三森義高君。

○12 番（三森義高君） お尋ねですが、新旧の改正の表の中の括弧67号、第、漢字の百全部、そして百五十八条となっているのは、この漢字の百というのはいるとかな。課設置条例新旧対照表の。漢字の百入れて百五十八条となっているが、この漢字の百というのはいるとか。第百五十八条となっているけん。どうも気になって仕方がないから。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ちょっと参考のために付けまして、ばたばたしまして、ご指摘のとおり、この百という数字は必要ございません。機械で変換の時に操作ミスをやったようでございます。失礼しました。

○議長（相馬俊行君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号、高森町課設置条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 発議第1号 高森町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第7 発議第1号、高森町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提出者を代表されまして、主旨説明を求めます。7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 7番 本田生一でございます。

主旨説明を行います。

この提案は、高森町課設置条例の改正に伴い、本条例も改正する必要が生じたものであります。

このことをご理解の上、ご決定くださいますようお願いしまして、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 主旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号についてを採決します。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号、高森町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時議会に提案された全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと

思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員会にそれぞれ付託することに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成15年第3回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平成15年第3回臨時会

平成15年5月発行

発行人 高森町議会議長 相馬 俊 行
編集人 高森町議会事務局長 色 見 隆 夫
作 成 株式会社アクセス

電 話 (096)372-1041

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電 話 (09676)2-1111